



省營バス只乗りの妙案なきか

百濟無事太

風枯木を吹けば晴天の雨、月平沙を照らせば夏の夜の霜
……されば雨月の二つを争ふ心なるべし、月は何れぞ、雨
は如何に、「姥はもとより月に愛でて、板間も惜しと軒を葺
かず」「祖父は秋の村時雨 木の葉を誘ふ嵐までも音づれ
よとて軒端葺く」「かしこは月影」「こゝは村雨」「定めなき身
のすまひまでも」「賤が軒端を葺きぞわづらふ、賤が軒端を
葺きぞわづらふ、と都離れた雑木林裡いぶせき小家の窓の
内、訪ふ人もなきを幸ひに、喉も破れよと豚じめ聲を張り
上ぐる折しも「アラ面白の謡かなと闖入し來つたのはツイ

先頃まで地方廳の土木界に要職を占めて居つたが浮世を厭
ひての事か今は僅かな恩給で静かな生活を隣村に營む一友
であつた、見れば手に一冊の雑誌を持つて居る。

シテ「夫れはそも何雑誌か
ワキ」之れはかくれもなき道路改良會の機關「道路の改良」
である。

シテ「道路の改良は僕も曾ては晴釣雨讀生活の一助として讀
んだこともあるが、どうも刊行日が定まらない、休刊か
と思ふておると、時ならぬ時に雑誌店から届けて來る。」

此月は割合に早いなと思ふとると翌月は二十日過ぎになるとどうどう、愛讀變じて閑讀となり、閑讀一轉して忘讀となり、遂にツン讀とまで進行したので今では廢讀となつて了つた。君はその雜誌の漫讀家かネ。

ワキ「職務が職務だつたから永年巻頭言と目次と叙任欄は一見して居つたが、此頃は身はひまであるし、雜誌は月の初日には必ず刊行せらるゝし、精讀すると中々味があつる雜誌と思はるゝネ、夫れで漫讀は化して愛讀となり、更らに一轉して耽讀となつた、處で此七月號を見ると甚だ憤慨を禁じ得ない一文がある、君にも一讀を求めて是非共鳴してもらひたいものだ。

シテ「イヤハヤ僕は世捨人ヂヤ世間の事を彼此心配しとると限ない事ヂヤ、アレ憲法の解釋がどうの、ヤレ機關説の本家がどうの、選舉肅正は鳴り物入りでどうするこうする、帝人會社の商賣人の行爲が犯罪だとかなんとか、ヤレ飛行機が落ちたとか、潜水艇が沈んだとか、伊太利とエチオピアとが開戦したとか、二千圓もするダイヤ入の

指環がなくなつたとか、とかく騒々しい事ヂヤ、地は賑雜形に滯る君子は物に凝滞せずだよ。

ワキ「伯夷叔齊ぢやあるまいし。マサか首陽山の薇を食ふと云ふ譯には行くまい、特に非常の時局ぢや國防第一主義で酒屋の小僧も銘酒屋の酌婦もルンペンまでが防空演習に参加する世の中ヂヤ、公憤すべき時は公憤するが國民の義務ぢやないかネ。

シテ「夫れは道理ぢや合理ぢや尤もだ、だがネ世の中には公憤すべき位地に在りながら公憤義憤どころか日々用務も漫々に付し、狗猪も其の餘を食はざる底の人物が徒らに高祿を食み、伽羅で作つた佛然として居るものが少からざる有様ぢや、殊にちや一糞を以て克く江河を障へんやぢや、ソレよか一曲どうだネ。

ワキ「參芪同じく補なれども其の用異なるものぢや、之を用ふれば虎となり、用ひざれば鼠となる。君も時に公憤することがなけりや死馬の骨にもならないぞ。

シテ「死馬の骨は商品となる、だが廢人の骨が何になるか、

ソレはそうだがアノ縣會議員で中々の議論家であつた。
河東君はどうして居るか、昨今の消息はどうぢやネ。

ワキ「河東君かアリヤ有名な憤慨家で、アノ地方では中々幅がきき、特に頭はよし、年は若いし、勇氣はあるし、財産も食ふに困らぬ程度で新刊書も讀む、又交通事業に興味をもつて居つた、夫れが數年前の事ぢや或る中央政府の役人の仕打ちに憤慨して可成運動したが遂に刀折れ矢盡きた形で此頃は神聖な沈黙を守つてゐるのぢや、今月の「道路の改良」を一讀させりやキツト憤慨病が再發するネ、君も公憤患者の素質があるから一寸でも此雜誌を讀んで見玉へ、忽ちムラ／＼と來ること受合ひぢや。

シテ「ソウか夫りや何んと云ふ記事か、僕が讀むよりは君の讀んだ感想を聞くのが一石二鳥の策ぢや。

ワキ「夫れかソレハネ十八公と云ふペンネーム先生が輕妙なペン先で書いた地方土木主任官會議のぞ記」と云ふものぢや。

シテ「君は矢張土木官根性が抜けないネ、夫れも無理はないネ十有餘年間も清廉と忠實とで名を賣つた君だもの、ソリヤ夫れで其の記事のどういふ點が河東君や僕を憤慨させるかネ。

ワキ「讀めばすぐ感ずることぢや、第一どうも内務省から提出した指示事項なるものが氣に入らないネ、今日は我土木界の維新時代ぢや Revolution 期ぢや故にぢや道路でも、橋梁でも河川でも港灣でも大局的根本方策が確立せられなければならぬ、どの指示事項が根本方策に觸れて居るかネ、勿論本省の當局者は十二分に骨を折つて居ることは疑ひはないが、國家の豫算が先づ國防費と云ふ超大看板の爲めに大口でガブリと吞まれたのだから、残んの二日月か三日月位の量が國防に直接關係なき省に分配された、其處でナンボウ力瘤をいれて見た處が見込が立たない、ソツトした所でやらないと銃後の力が動く杞憂がある。夫れでまあ當分さゝやかな暮らしをしながら納屋の軒端か下水の浚渫や、作場道の畦くづれの手直し

位で日暮らしをしとる工合ぢやネ、此點がナサケないネ、従つてよ、地方でも仕事はしたし、金はなし、金をせがめば本家がたゝす、夫れでも交通量は日進月増だ、せめては、鐵道の驛への道路位は改築して地方事業としてバスの運行でもしようか、夫れとも鐵道省でバスを經營してもらつて、道路改良費の半分でも助けてもらふかと顔には出さないが胸の内では切望しおる、だがソコが役人ぢや理詰めにして色よい返事を聞かしてもらいたいとほのめかしたものだ、其の心根を汲み取つたか、本省側では低頭平身とまではやらなかつたが、所謂辭を卑うし、慇懃な體度で鐵道省に吏僚を參向せしめて當局者の出席を求むる所があつた。鐵道省の方では折こそよけれ、待つて居つたと言はんばかりに、運輸局自動車課長菅健次郎氏が巨軀を起しバスならぬ省用自動車でかけつけ、内務省五階第一會議室に現はれた、而かも技術方面で難問でも出されてはと思はれ靜間技師外一名を伴はれたものぢや、田舎の土木官どもが何を生意氣だとは思はないで、

相當敬意を拂つて來られたものと見受けられた、内務省も鐵道省もサスガ中央官廳丈けあつて其處に勤められて居る役人方は紳士的推讓、相互的尊敬の態度に出られたものだ。と田舎の役人達は聊か顔まげがしたとのことぢや、處が記事を読んで行くと驚いたネ、マサカ十八公先生の曲筆舞文でもあるまい。

シテ一體十八公とはどんな人物か知らないが巧妙な書き振りで菅自動車課長の長廣舌振を記録したものと見へるね。

ワキ「ウム此處だよ、折角菅課長を迎へ來て難問の解決を求めんと勢ひ込んでおつた。その劇的場面はどうだろうと傍聽役人達までが、固唾を呑んで、緊張した顔付で菅課長一行の動作を見守つて居つた。處が突如として緊張の空氣は雲散した、歪んだ唇は上下にゆるく開かれた。ソリヤ外でもない。群馬縣土木課長平川保一氏の意見發表ぢや、内務省の高官初め隨行の役人までが呆然茫然足許から鳥が立つたよりも愕然たるものがあつたとのこ

とぢや。荒木又右衛門が渡邊數馬から一刀をあびせかけられたと言ふ有様であつたと想像されるネ、品物が捌けさへすれば元本の損をしても彼れ此言はれる筋のものぢやないと主張する番頭と同一ぢや、鐵道省の役人方をワザ／＼出席してもらつておいて何にも中央地方の多人數の面前で迎合的意見を述べなくてもよいぢやないかと胸を押へて瞑目した主任官のあつたのは無理ならぬ事である、平川群馬君も罪なことをしたものだネ、幸ひ今は牧博士が本省にいないから箱根へ呼びつけられて叱られる心配はなくなつたから聊か祝意を表しおく次第ぢや。シテ、そのあとはどうかネ

ワキ、其のつゞきはこうだ、Ⅱ菅氏の Ideology なるものは商賣をはじめからと、家主に家の造作を直させて置いて、商賣をやつて損をするから造作直し代は拂はない、商賣をやつて見たが儲からなかつたから家賃は拂はないでよろしきもの也と言ふに在るⅡ比喻も之れ位、巧妙になると役人にしておいては惜しいものだと思はるるネ、

菅自動車課長殿もチトおとなげない所があつたようだ。いくら田舎の土木主任官の事務打合會と言ふものの堂々内務本省の方々も列席してゐる。何にも Ideology を表現しなくても、一日でも二日でも相手になるなどと力瘤を入れなくとも、もつと打ちとけて懇談的に出られた方が省營自動車事業經營の Authority として又働いて悪口を言はれ遊んで居れば評判のよい階級を知つておるとの一家言博士として尊嚴と威信をたもつに相當ではなかつたのではなからうか、實際菅健次郎氏は如何なる表現様式を執られたのか知る術もない。田舎住ひの木訥漢には判斷の仕方もない。

傳へらるゝ處に依ると土木主任官達からは

一、省營バス運行を經營する道路の改良に要する費用は鐵道省で負擔してもらいたい。

二、鐵道省の態度を改めてもらいたい、そして省營バス運行の道路修繕費を何等の打合を爲さず鐵道省で勝手に減額するが如き又年度末に至つて任意に負擔金を減

するが如き畢竟道路の管理に關しての認識不足せるものと認めらる考慮してもらいたう。

三、鐵道省は省營バス運行の爲に道路負擔金を初年度には總額の五割支拂ひながら次年度には勝手に三割八分に減じた實例がある。之は如何なる方針に出でたるものであるか。

四、省營バスの運行に依り關係地方民も利便を受くるから道路修繕費の幾分を負擔してもよいが本來はバスの爲めに道路の損傷を來すのだから鐵道省で全部負擔すべきものである筋であらう。

五、鐵道と交叉する爲め其の踏切の改良を施すに當つては地方の鐵道保線事務所に協議すると縣の計畫よりも非常に多額に要求し來る而かも係員の年功加俸までも加算して居る。例へば踏切改良費五百五十圓を要求し來つて其内には二百六圓の官吏及工夫等の人件費をも加へておる仕方である。鐵道當局の反省を乞はざるを得ない。

と云つた様な主旨の意見を開陳した。之に對して菅自動車課長は「省營自動車の經營は特別會計であつて其經營上の收支バランスを取らなければならぬ而かも現狀では多額の道路費を負擔するときは經營難に陥るが故に自動車經營上支障を生ぜざる程度で負擔するの外なく殊に自動車經營が鐵道省なるが故に道路費の負擔を受けねばならぬと云ふ理由はない」と云ふ風な答辯であつたとの事である。

そこで「道路の改良」の記事で見ても凡ゆる立場から見た自動車の重要性を知らないのが内務省側及地方土木主任官である省營バスはものずきや道樂ぢやない又盲目的にやつておるのではない。軍事上その他から見、どんな役割を以ておるか熟考を要する。相手が認識不足者である上に内田鐵相が道路改良費に對しては三分の一を負擔することを言明してあるからどんな相談があつても、何にも頭を下げて説明する必要はないと云ふ潜在意識か、表現意識か、とにかく菅氏の心理状態は道路は交通

の必須的設備であるが重要任務を有してゐる省營バスを運轉するのに地方や内務側で彼此れ干渉々間敷ことを唱ふる理由がない。知らないことは教へてやる、理由のない言ひ分は耳に入れる譯には行かぬ。一日でも二日でも教へて呉れると云ふのなら教へてやる丈けの親切心は持ち合はして居るとの意圖が働いて居つたと思はるるネ。

シテ「ソウ思はれても、菅氏の方から異存があると言つては來ないだろう、何か菅氏の考へられておる所は道路の設備も省營自動車の經營も公益を目的として居るから國家の財政も地方公共團體の財政も國家の財政に一般會計と特別會計とある區別も少くとも省營バスに關係ある部分に限り、無視し得るのみならず、省營バスの方は收支のバランスを取らねばならぬ。赤字會計の場合は支拂ふべきものも支拂ふことを要しない、若し夫れ會計を異にし經濟の主體を異にして居る場合に於ての負擔はバス經營の直接職務を負へる局部で解決しないで、内閣で決定すべきものであると云ふのに在るでるか。一、二、三

年前の事だが菅氏が鐵道省事務官として省營バスの事務に當られておつた時に斯んな意見を公表せられたことを思ひ出すよ。

「鐵道は自動車運送を自己の手中に收め、經營の合理化を計り節約に努むると共に敏捷なるサービスをなし、鐵道の機能を充分發揮せしむべきである。利用者の満足を考慮せずして眞に鐵道の存立と繁榮を期し難い。鐵道は最早や昔日の如き獨占的陸上交通機關ではない。従つて企業の状態に就ても充分な考慮をなし、旅客及公衆の利用價値の促進に努めねばならぬ、若しも時代の要求を無視し、昔日の夢を追ひ、淡い期待を現在の鐵道のみにかげんとする者あらば、交通企業界の痴呆症患者である。

鐵道は公共機關であつて公經濟を考へて經營すべきものである。従つて國運の發展は一に經濟的にして能率よき運送に基幹をおくべきである。

Easy Progress of men and things from place to place makes a nation great and strong

と云ふ尊い經驗を前提として鐵道と自動車との關係を論じて見たい

と述べられた、斯る理想の許に省營自動車經營の中樞機關の職に任じて居らるゝ菅氏としては土木主任官會議の席上に於ての言辭と態度とはピタリと調子が合はない感があるネ。

ワキ、ソウよ元鐵道次官の中川正左氏が「吾等は國有鐵道當局者が國家交通の大所高所より鐵道及自動車運輸の政策を決定し、猥りに他の鐵道、軌道若くは自動車業を脅威壓迫することなく又區々たる眼前の小利益を擧ぐるに汲々たるが如きことなく國有鐵道本來の使命を全ふせられんことを切望するものである」と言はれたことがあるが菅氏は此の中川氏の意見に反對であるかと思はるるネ」

シテ「そういへば菅氏が名鐵局庶務課長時代に前任者たる山下雅實氏(前鐵道省運輸局自動車課長現鐵道監察官)が「國有鐵道が國の主要交通を司る關係上、省營自動車を

其の補助機關として自ら持つことは、交通系絡統制上、國家交通網完成上、地方産業開發上凡ての方面に於て必要にして且適切便利なる方策である。殊に官業の本質上時間の正確、運賃の低廉、設備の完全、通信の圓滑等萬全を期し、國の理想とする經營方針の下に、營利を排して民福に資することになる、況んや、鐵道收益率の逐年漸減する鐵道財政の難局に直面して、建設費一籽十二、三萬圓も掛る鐵道を敷くに先んじて、興業費一籽五、六千圓で濟む省營自動車を以てするは、一方國家財政上甚だ有利であると共に、他方鐵道建設難の恨を解決する鍵ともなる。今や鐵道敷設法豫定線、一萬八百餘籽に上り、建設費所要額十二、三億萬圓といふ莫大額を示し、何時之が出來るといふ見當も立たない。國營制度の本旨は斯くの通り廣く公益を専ら念とする一石二鳥三鳥の方途であつて、苟くも利益に走り又は往々耳にする所謂赤字埋めの策たるものでない。尨大なる鐵道收入の下に在つては遺憾乍ら自動車收入の如きは、大した問題にもならぬ。

と尙又同氏は自動車連轉線路選定の標準を論じては
(三)道路が新設又は大改修されたもので交通機關に乏しく産業開發上之に自動車運行を必要とするもの之等路線の中から採る譯であるが矢張り一の事業であるからには成るべく有利なものを選ばへきであるけれども、公益上の必要が高ければ必しも益金を云爲することも出来ない譯である。

と更らに言を進めて
開通に先立つ道路の改修に當つては橋梁改築、幅員整理、防護柵壁の新設、溝渠改良、路面改良等の爲、府縣と協定して之に當らしめ相當の費用を國庫で分擔するの外、路線開始後の道路修繕費に就いても相當額の負擔を行つて居るから道路は大いに面目を一新し又地方を潤すの役にも立つてゐる。

と果して此山下前自動車課長の論せらるゝ如きバスの省營を經營する本旨であつて、而かも府縣當局と熟議を遂げて地方に於ける道路の改良を一新したるものとす

ればわざ／＼土木主任官を向ふに廻はし挑戰的な逆襲的な爆彈投下的な河内山宗俊的な借家の造作代を拂はず家賃の踏倒し的な言辭と態度とを取らなくてもよからうし又群馬縣土木課長平川保一氏の外の列席者をして憤慨せしむるに至らなかつたであろう、従つて十八公氏の筆をあくまでに悪化せしめないで済んだであらう、どうだネ。」

ワキ「同感だネ、併し菅氏が前任者山下氏の意見は彼の意見で自分は敢て夫れを襲踏し又夫れに共鳴すべき理由はない自分が自動車課長となつた以上は獨自の意見を樹て自主的經營方法に依るとの理想的意見をもたるゝのであらうか夫れぢや道路負擔額に付ては吾關せず焉とすます譯には行くまいものではなからうか。

シテ「一體菅氏がわざ／＼内務省の本城に二三の郎黨を伴ふて突進し孤軍奮闘内務側の心膽を寒からしめ地方の土木部課長連をして悲鳴を擧げしめんと猛然として爆言したのはどんな因縁があるのか、僕等の如き用舎に雲煙の

裡孤獨然として生活して居る者の目には一向譯が判らな
スネ」

ワキ」ソウカネ、事の起りは去る昭和五年十二月二十日開
始した名古屋鐵道局管内省營バス岡多線六五・八軒の路
線に對し愛知縣の土木部では道路改修費並に修繕費の五
割を名鐵局が負擔する事に折衝を行ふたが、名鐵側では
開業を急いで居る關係上でもあつたか、縣廳側の申込の
通の五割の負擔も仕方がないとの態度に出た。しかし名
鐵局の權限では確答することが出来ないので一應本省
に決裁を仰いだ所が其事を愛知縣へ通じなかつた。縣廳
の方では何んと考へたか相手の名鐵側が五割負擔を承諾
したものとして内務省へ報告した。内務省では此問題を
圓滿裡に解決したのは双方に取つて喜ぶべき事であるの
みでなく、各府縣をして此主旨で鐵道當局と折衝するを
以て良策と思つたか、昭和七年左の通牒を發したも
だ。

鐵道省ニ於テ經營スル自動車運輸事業ト道路
トノ關係ニ關スル件依命通牒

(昭和七年一月二十七日發土第二)
號地方長官宛土木局長通牒

標記ノ件ニ關シ伺出ノ向モ有之候處右ハ土木主任官會議ノ
節指示セラレタル如ク左記要旨ニ依リ措置スベキ方針ニ有
之候爲念及通牒候

追テ愛知縣ニ於テハ最近道路費用ノ負擔ニ關シ鐵道當局
トノ間ニ左記ノ通協議シタル趣ニ付爲御參考申添候

記

第一 國有鐵道ガ自動車交通網ニ據ル自動車運輸事業ヲ
經營スル場合ニ於テ其ノ利用スル道路ノ改修又ハ維持
ハ道路法ノ定ムル所ニ依リ道路管理者之ヲ行フベキハ
勿論ナルモ國有鐵道ニ於テ其ノ改修又ハ維持ノ費用ヲ
分擔スルハ直營自動車運輸事業促進ノ爲有效適切ナリ
ト認ム

第二 自動車交通網ト道路計畫トハ密接ナル關係アルモ
ノナルヲ以テ兩者協調シテ其ノ相互ノ發達促進ヲ計ル

ノ要アリト認ム

第三 道路管理又ハ道路交通警察ノ必要ニ依リテ定メラ

レタル自動車ニ關スル法令ノ規定ハ國有鐵道ノ經營スル自動車運輸事業ニ於テモ之ニ依ルヲ原則トスベキモ特別ノ取扱ヲ適當トスル事項ニ關シテハ關係官廳ノ協議ニ依リ之ヲ定ムルヲ可ト認ム

愛知縣ニ於テ協定シタル道路費用分擔方法

一、道路橋梁ノ維持修繕ハ毎年度豫算(1)經常修繕費(2)修路工夫所要經費(3)特別修繕費(4)監督費)ニ對シ其ノ

二分ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

二、災害其ノ他臨時ニ必要ヲ生スル事業ハ縣ニ於テ執行

シ之ガ豫算ノ二分ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

三、改良事業費ニ就テハ二分ノ一ヲ原則トシ實施ニ際シ

其ノ都度協定スルコト

所ガ鐵道本省では名鐵局の申出を拒否したから問題が生じた。愛知縣では鐵道側の内部關係がどうあらうと既に當方の申出を是認し協定した以上は名鐵で實際二分の

一を負擔するのが當然であるとし要求したが、名鐵では

本省の承認なきに之を實行することは不能であると答へ、今日に及んで居る次第だ。菅氏も昭和八年夏の頃まで本省に在職せられて居つたから其の邊の事は百も承知であつて其後名鐵庶務課長として二ヶ年間程在勤せられておられたから更らに詳細取調べられた、これは確實性がある、こんな關係があるから今回の土木主任官會議でよし名鐵が愛知縣とどんな協定を爲したにもせよ、そりや本省の知つたことでないとも鼻を括つたそうだ。しかし菅氏が承知せられないだらうが、昨九年五月に開いた土木主任官會議で内務省は次の様に指示して居る。

自動車運輸事業ノ經營ニ關スル件

道路ヲ改良シ之カ費用ヲ負擔シタル公共團體カ其ノ道路上ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營セントスルモノ近時漸ク多カラントス仍テ之カ助成監督等ニ就テハ財政並交通其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ適當ニ措置セラレタシ

自動車運輸事業ノ爲ニスル道路ノ使用ニ

關スル件

自動車運輸事業ノ經營ニ關シ道路管理者ノ意見ヲ徵スル制度ヲ採リタルハ道路ノ管理ト其ノ交通ノ關係ヲ圓滑ナラシメントスル趣旨ナルヲ以テ左記ニ依リ措置セラレタシ

(一) 國ニ於テ經營スル事業

(イ) 當該官廳ヨリ當省ヘ協議ヲ受ケタルトキハ地方廳ヘ照會スルコト

(ロ) 事業經營ノ爲特ニ道路ノ新設改築ヲ必要トスル場合

ニ於テハ管理者ニ於テ其ノ工事ヲ執行スルコト

(ハ) 前項ニ要スル費用ハ妥當ナル標準ニ依リ國ニ負擔セシムルコトトシ當省ノ照會ニ對シテハ其ノ工事費總額

及其ノ負擔歩合ヲ明瞭ナラシムルコト

(ニ) 維持修繕ニ關シテモ(ロ)(ハ)ニ準シ取扱フコト

(二) 免許事業

(イ) 免許人ニ對シ道路ノ新設改築又ハ修繕ヲ爲サシムルコトヲ免許ノ條件トスヘキ意見ヲ提出セラレル尙アル

モ是等ハ道路法第二十二條ノ規定ニ依リ道路管理者ニ於テ措置シ得ヘキ事項ナルコト

(ロ) 自動車交通事業法施行令第二條ノ協議成立シタル場合ニ於テハ其ノ旨通知スルコト

(ハ) 自動車交通事業法施行規則第一條第三項ニ規定スル副本ハ鐵道大臣ニ免許申請書ヲ進達スルト同時ニ提出セラルルヘキ筋合ナルニ拘ハラス往々ニシテ遅延スル向アリ事務ノ進捗ヲ阻害スルヲ以テ右提出時期ヲ誤ラサルコト

シテ「夫れぢや意思の疎隔も手段の行違も生ずる筋合のものぢやないではないか、平川群馬君が「財政難で改良が出来ないで困つてゐる府縣道改良事業が省營バスの運行を機會に改良せられるのであるから此道路改良費の鐵道省負擔金の多寡については内務省であまりやかましく干渉しないでも良いぢやありませんか」と無暗、やたらに鐵道省を有難がり、溺れる者が藁をもつかむと云つた様な態度に出たのも昨年の指示に妥當なる標準に依り國に

負擔せしむることとせよとあるから、鐵道省の意見が所謂妥當なる標準であると認めたとに基因するものと思はるるネ、其處で菅氏も約五十人の地方土木主任官中一人丈けでも斯んな殊勝な課長がゐると思つたので、敵警白旗見ゆとの信號を見たかの如く、強よ腰になつて何を認識不足な内務省側(六月二十日日本自動車新聞紙上の用語)がと計り一日でも二日でも論ぜんものと意氣込んだことであらうと見へるネ」

ワキ「僕は内務省は内務省として一種の道路觀念が精神的に支配をしてゐるが、鐵道省はまた或種の運輸觀念が精神的に王座を占めてゐる感じがするネ、最近の一雑誌に鐵道省事務官松尾精藏氏が「梅が香を櫻の花に持たせ何んとやらとの冒頭辭の下に地方鐵道軌道の乗合自動車兼營に就て意見を述べられてゐる。其の終の方に「たゞ近來不愉快なる現象は、元來自動車運輸事業の免許は決して利權を附與するものでなく、國家の獨占權を或條件の下に一人に許容するに過ぎず、その免許が一種の權利

として競價的賣買の目的となるが如きは夢想だにせられざる所であるか云々」とある。自動車運輸事業が國家の獨占權の對象であるとは妙も妙、巧も巧なる真理であるネ。自動車運輸事業が國家の獨占權に屬するものとするに差當り鐵道大臣が其獨占權を把握することとなつて菅氏が自動車運輸事業の本尊となる譯だ。すると生命や家財の保險事業も免許を要するから國家の獨占權に屬する、水面を專用して漁業を爲すの權利を得んとする者は行政廳の免許を受けねばならぬから國家は漁業を爲すの權利を獨占して居る譯である。無盡業も免許を受くる事業なるが故に國家は無盡業を營む獨占權を有することとなる。斯く論じて行くと行政法の原理が頗る確實性を失ふこととなるぢやないか、併し此名意見が鐵道省運輸局で肯定されて居るとすると、成程私設會社や個人に自動車運輸事業の經營を免許するのは主務大臣の恩恵に出づるもので又鐵道大臣が菅自動車課長の意見を採用して地方で改築した道路に省營バスを運行さすのは國家國民の

全面的福利増進を圖るを目標としてやることだから地方民としては地方廳と共に大に歓迎して喜ぶべき事なのである。赤字を出しても尙道路費を負擔せよとの要求は無理ぢやないか、そんな恩知らずが出来るものか、否赤字填補位は地方で負擔してもよいと申し出してもらいたいといひたげに思はるる菅氏の態度は敢て性しむべきことぢやないネ。

シテ「考へ様に依つてはそうなるが、元來自動車事業法か免許主義を採用して立法せられたのは國家が自動車運輸事業の獨占權をもつておるから其免許は權利を設定するのでなく、恩惠的の處分だと云ふのでなくて、自動車の加速度的發達に伴ひ地方交通機關として自動車運輸事業が鐵道軌道等の事業と比肩する地位を占むるに至つたから、自動車運輸事業の確立助長を遂げしむるは勿論鐵道軌道等の運輸機關及其他の交通機關とをコントロールする爲めに外ならない要言すると自動車運輸事業夫れ自體が公益上重要性を帯ぶるに至つた爲めに免許主義を採

用したものと信するネ、松尾事務官の見解と之を肯定する人々の意見は何かの錯覺に出てたるにあらずやと疑はるゝネ、僕の見解が誤りなければ、地方土木主任官（平川氏を除く）達の苦慮、焦思、省營バス事業の黒字か赤字かを顧慮する餘地なく、其の運行路線の經費を等分に負擔してもらいたいとの要求は菅氏の省營自動車事業のレクチュアを聞かされなくとも遠慮する必要がないと考へざるネ。

ワキ「鐵道省の役人達の意圖が土木主任官會議に現はれたる處や鐵道事務官の公表した所の如くあるならば日本乗合自動車協會が省營自動車の進出又は擴張計畫を中止せられんこと建議し或は國の企業官廳と交通事業の監督官廳とを分別し其處に官僚主義の交通行政を革正せんことを欲して「交通機關の整備統制は之を躍進日本の積極的施設として見るも又各種交通機關の相尅に由る經濟的破壊を末前に排濟するが爲めの消極的對策として見るも最も緊迫せる國家の重大問題にして之が解決の遲速は國運

の興廢に關するもの甚大なりと信じ候、然れ共之が整備
統制は其關係する所廣く施設極めて複雑なる上に多年之
が爲めに投下せられたる資本亦莫大の額に上り其消長の
財界に及ぼす影響に付ては特に細心の注意を要するもの
あるを以て解決に非常の困難を伴ふは想像に難からざる
所に有之是を英獨其他の事例に徴するも官民一致の努力
を以て國策の粗上に料理しつゝあるやに承知致候

就ては之が目的を達成するが爲め陸運海運及空運を一
手に掌握する大交通省の創設を見ることは我等業者宿年
の希望に有之是を單に乗合自動車事業のみの見地に於て
するも現時の無統制なる交通行政は各行政廳に於て事業
上の見解を異にする場合尠からざる爲め往々にして有爲
の計畫を挫折せしめ又事務澁滞の結果事業の向上發達を
阻害する如き事例乏からず、洵に遺憾千萬の儀と存候、
従て右交通省の創設に關しては、此際格段の御審議を賜
り一日も早く其實現を見る様御高配を仰ぎ度、且其場合
は叙上の理由に依り、道路、橋梁、洪灣等交通事業と緊

密不可分の關係に在る行政事務をも之に包含せしめ、以
て交通政策行政の完全を期せられ候様御願の至りに堪へ
ず、茲に本協會第九回定期總會の決議を経て謹んで及建
議候也」と建議したるのも強ち當業者のエゴイストであ
るとのみ解するを許さず、一應の理由があると思はるる
ネ。

シテソウ不平めいた事を言ふ様ぢや駄目だネ、内務省や
地方土木の役人方は其の職務執行の爲めなる時は國家の
爲めに公僕たるの身であるから省營バス唯乘りの策を研
究し夫れを理論付けた菅氏の教を仰ぐことが賢明なやり
方ぢやないかネ。

ワキ名論、名論矢張り龜のこうより年のこうで、ふるい
者には妙があるネ、ハツハハ、サヨウナラ。
とおのが家路に歸る友人。

x

x

x